

令和5年第1回(1月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和5年1月30日(月)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

10番 高橋重信君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興推進課長	武藤	亨介君	復興推進課技監	門脇	匡哉君
税務課長	小野	純一君	町民課長	片倉	剛君
保健福祉課長	鎌田	光一君	農政商工課長	高橋	優君
地域整備課長	三浦	光君	会計管理者	伊藤	義継君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	赤間	良悦君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和5年1月30日（月曜日） 午前10時 開会

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	報告第1号	専決処分の報告について
日程第4	議案第1号	工事請負変更契約の締結について
日程第5	議案第2号	令和4年度大郷町一般会計補正予算(第10号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時 00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第1回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

暦の上では、今週末2月4日に立春を迎えますが、このころから日本の各地では気温も上昇傾向に入ります。日足が伸び、草木も次第に芽吹いてまいります。春の気配がどことなく感じる時期がやってまいります。

昨年末から、新型コロナウイルス感染症の変異株オミクロン株が主流となっている第8波も、罹患者が減少してきており、厚生労働省の専門家組織は、今後全国的に減少傾向が続くと見込まれることとする分析をまとめております。政府は新型コロナの感染症法上の位置づけを5月8日に、季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げることで調整をしております。ワクチン接種に関しましては、臨時接種の特例により、本

年3月31日まで接種を実施してまいります。4月以降の対応などにつきましては、現在、国において協議・検討している状況でございますが、感染症法上の分類に関わらず感染状況に応じ必要となることから、それらに関する準備、対策を今後も逐次進めてまいります。

新しい生活様式を取り入れながら日々健康でお過ごしいただき、安心した日常を取り戻せる日が来ることを祈念してございます。

さて、本日、御提案申し上げます議案等は、専決処分の報告についてが1件でございます。大郷小・中学校外壁等修繕工事の工事請負変更契約の締結についてが1件、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第10号）の合計3件でございます。

以上、今回御提案させていただきます各議案につきまして、後刻担当課長より御報告を申し上げ、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により8番石川壽和議員及び11番石垣正博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から報告第1号の報告を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 改めましておはようございます。

議案書の1ページをお開き願います。御報告申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年1月30日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第10号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

- 1 件名及び契約名 令和4年第3回大郷町議会臨時会において議案第44号により議決を得た「令和3年度(繰)大郷町災害公営住宅建設工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 一金123,200,000円
変更後の契約金額 一金123,891,900円
契約金額の増額 一金691,900円
- 3 変更理由 外周柱について、(105角)としていたが、内部の大梁は、梁せいが大きく、外周柱の欠損が大きくなり、耐久性が低い構造となる懸念があることから、外周梁と同じ(120角)とすることで、公営住宅としてより耐久性のある構造物に変更するもの。

令和4年12月7日専決

大郷町長 田 中 学

工事につきましては、令和4年12月15日の完成を受け、16日に完成検査を実施し、引渡しを受けております。

以上で、報告第1号、専決処分の報告について終了いたします。

議長(石川良彦君) 以上で、報告第1号の報告を終わります。専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第4 議案第1号 工事請負変更契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第1号、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第1号 工事請負変更契約の締結について。

令和4年7月19日議決、同日締結、令和4年度大郷小・中学校外壁等修繕工事請負契約事項の中、下記のとおり変更契約したいので議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 変更なし |
| 2 契約の方法 | 変更なし |
| 3 契約金額 | 「232,650,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額21,150,000円）」を
「244,255,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額22,205,000円）」に変更 |
| 4 契約の相手方 | 変更なし |

令和5年1月30日提出

大郷町長 田 中 学

提案理由を御説明申し上げます。当該工事は大郷小・中学校の長寿命化計画に基づき、経年劣化などによりひび割れ、剥落などの危険性がある屋根、ベランダ、外壁等の修繕を行うことにより、児童生徒の事故等の未然防止と教育環境の改善を図り、防災機能の強化を行う工事でございます。工事の実施にあたり、変更内容が生じたことから御説明申し上げます。

1点目でございますが、大郷小学校・大郷中学校それぞれ躯体調査の結果、損傷箇所の詳細な特定ができ、補修内容が確定したことによる、外壁改修に係る工事量の増により、工事費を増額するものです。

2点目でございますが、大郷小学校について、撤去物である屋上アスファルト防水がアスベストを含んでいたため、その安全対策費と撤去処分費の計上により工事費を増額するものです。

3点目ですが、大郷中学校について、撤去物であるプロパンボンベ庫波型スレート材がアスベストを含んでいたため、その安全対策費と撤去処分費の計上により工事費を増額するものです。

4点目ですが、大郷中学校について、新設手すりの設置に伴い、既存手すりを撤去したところ、手すりの立ち上がり基礎の損傷が著しく、新たな基礎の設置に係る工事量の増により、工事費を増額するものです。その結果、請負代金に対する変更額は税込みで1,160万5,000円の増額となり、率にいたしまして原契約の4.99%の増となっております。

以上、御説明申し上げました議案第1号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。先ほどの説明の中で、契約金額の変更後の金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額についての、桁違いで説明あった。2億と言ったんですが、二千二百二十万……。

地域整備課長（三浦 光君） すみません、訂正申し上げます。契約金額の欄の変更後の契約でございますが、2億4,425万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、2,220万5,000円に変更するものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。はい、もっと早くお願いします。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今回のこの変更になった理由が4点ほどあるんですが、これ設計の段階で確認できなかったのかどうか。あまりの違いの金額でびっくりしているんですけど、その辺は、どうだったんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。設計の段階でも詳細にしてございますが、足場をかけた段階でさらに詳細な調査をしたところ、このようにはっきりとした損傷箇所が確認できたことから増額変更となったものでございます。

議長（石川良彦君） はい、熱海文義議員。

7番（熱海文義君） その足場かけて詳細に分かったって、ある程度、皆確認して設計出すわけですよ。これ入札ですよ。この金額1,000万も上がったら入札しななきゃならないような形になるんでないの。その辺はどうなんですか。今までだって、入札あって変更あったからすぐ変えたとか、そういうのあったらまずいんじゃないんですかね。どうなんでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。調査の段階で足場等をかけてしていることではございませんので、足場をかけたことにより

まして外壁等全面を人間の手で、さらには人間が触ったり、目で確認して詳細な数量が出てきましたことから、増額変更となったものでございまして、設計の段階で壁を端から端まで全部確認できたものではないということを御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 理解できないから質問しているんですけど。だって入札してて安い金額にするわけですよね、基準よりは。入札した段階で。んでほいっちゃ変更になったからって、足したら入札の意味なくなるんじゃないすかって言ってるんですけど、どうなんでしょう。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。変更につきましては当初設計では見ていなかったものでございまして、新たに調査したところその変更内容について変更する案件が出てきたので、今回対応したということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこの契約変更について四、五点お聞きしたいんですが。

議長（石川良彦君） マイク引いてください。

12番（千葉勇治君） 躯体調査ということですが、どういう方法の躯体調査だったのか、具体的にお聞きしたいと思います。それからですね、この見積りの段階で、いわゆる補修内容について含みのある契約内容になっていたのかどうか。もしね、それがこういうことで足場云々ということで、後から分かったということですが、契約段階でその辺の含みのある契約になっているのかどうか。それどうなのか、その契約内容。

それから3番目にですね、なぜ当初の、いわゆる、先ほども出たんですが、契約の段階でね、その辺の判断ができなかったのか。あまりにも執行部の、いわゆる見積り出す側の能力的な問題があったんではないかと私思うんですが、その辺についてお聞きしたいと思います。また、今後もね、こういうことはあり得るのか。あったんでは困るんですよ、こういうね、ただ今後もあり得るということで、今足場を組んで初めて分かったと。そういうことで認めるということになれば今後もあり得るといえることになると思うんですが、そういう契約では、それで先ほども熱海議員からも出ましたが、契約されても、入札されてもね、十分に今後変更になるということ出てくれば、幾らでも安く組んで、最終的にはち

よつとで高くするということもあり得るわけですから、そういう点で問題あるのではないかと。

それから5番目にこの4番目のね、いわゆる基礎の損傷が著しいということが分かったということですが、これは確かに後から分かるということも手すりの立ち上がり基礎の損傷著しいって、後から分かることは、これは仕方ないと思うんですが、これ分かったのいつだったのか。いつごろ判明したのかこの問題について。その辺5点についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。まず1点目の躯体の調査につきましては、足場を組んで、現場に、現場を対応する職員が壁を目視、さらには金づち等で、はたいたりしてですね、人で確認をしています。ということでございます。

2点目の契約の変更内容につきましては、当然契約時点で変更内容が出てきたら変更契約はするというところでうたってございます。

3点目の調査の段階で当初から分かっていなかったのかということにつきましては、当然当初から分かっているものについては計上してございますし、調査した内容について分かったものについては変更で対応するというものでございます。

4点目の変更内容につきましては、今後もあり得るかということですが、これにつきましては、これまでもそうだったんですが、現場をしていく中で不測の事態等が出れば当然変更は今後もあるものと判断してございます。以上です。（「それはいつくらいですか」との声あり）

手すりの基礎の部分につきましては、手すりを撤去して、新たに手すりを設置するための工事をしようとしたところ、今回の調査で分かったということですが、いつ分かったのかと聞いたんです私」との声あり）今回発注した工事の中で調査をした段階で分かったというところでございます。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 5番目のね、この、時期的に私はお聞きしたいんです、今1月ですからね、いわゆる入札してから結構これまでの期間たっているわけですが、いつ分かったのか、その時期をお聞きしたいと思います。

それからね、既にアスベストの問題がこの2番3番にあるわけですね理由ね。アスベストを含んでいるかどうかというのは町のいわゆる学校

を作る段階でどういう設計内容、どういう材料を使っているのか、そういうものっていうの検討する、十分に町の資料として持っているのではないかと思うんですね。なぜそれを今の段階でこのアスベストを含んでいたから云々ということでその分の費用がかかったという撤去処分費の増額になっているわけですが、その段階で町としての手落ちがあったのではないかと私は思うんですよ。その辺どのように考えているのか、今後ともこういうこともまた、アスベストについて、また増額になってくるということをおいゆる工事費の変更も出てくるということもあり得るんですか。もっとその辺の状況、どういう状況になっているものを直すのか、その辺ちょっとこまめに調査しながらですね、見積り立てていかないと、また二の足、このような、似たようなことが出てくるのではないかと思うんですが、その辺についてどのような対策を考えておりますか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。まず1点目の具体的に何月何日に分かったのかということについては、ちょっと今手元に資料ございませんので、その日につきましては、後ほどお知らせしたいと思います。

続きまして、2点目の調査不足だったのではないかということですが、調査の段階で事細かにやっているものではございますが、しっかりとした調査ができていなかったということもございます。それにつきましては担当として、大変反省してございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いや、反省ももちろんしてもらいたいんですがね、この次の段階でこういうことのないように、是非お願いしたいと思います。

それからですね、この躯体調査なぜ、どういう躯体調査したのかということ私お聞きしたんですがね、先ほどいゆる人の力で、目視とか、打診でやったというような話だったんですが、目視とか、打診のいゆる判断でこの躯体調査の結果ということで出しておりますが、当然見積りを作る段階でこの目視や打診で対応していると思うんですよ。ですから、私今回考えたのはね、いゆるICレコーダーとか、X線調査とか、そういう超音波とかね、そういうもっと進んだ中でいゆるこの躯体調査やったんならば、ある程度理解もしますが、はたいてみたり、見てみたりして調査するという事になれば、これは見積りする段階で十分に対応できたのではないんですか。その辺について、あまりにも甘い設

計だったのではないかと。1,100万の額が、いわゆる見積り金額が、変更金額が出ているわけですから、金額大きいだけにですね、慎重な対応を私は求めたいと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。調査の段階でもっと細かい調査という話でございますが、調査をするに至っては、事細かな調査をするためにはやはり足場等をですねかけて、しっかりとした対応で調査をするべきということもございますので、そうしますと工事でまた、さらに足場をかけなくちゃいけないというようなことで、経費的にも二重に係る部分もございます。そういったことも調査しまして、工事の中で詳細に、再度調査をした中で内容等を確認して、変更で対応したいということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、4番大友三男議員。

4番（大友三男議員） 事前調査、見積り出す段階で事前調査それなりにやっていますよというような答弁だと思うんですけど、これあの、目視なり、打診での調査、足場かけないと分からないと、その段階じゃないとなかなか難しいんだということでの答弁あったんですけども、これあの、100%とは言いませんけれども今大郷町ではドローンの有効活用推進云々というようなことでやっている状況もあるわけですね。そうした中で、ある程度人間の目視に近いようなドローンを有効に活用しながら、小学校、中学校だけじゃなくてやっぱり今後の課題としてね、公共施設の管理、整備に関してやはりドローンを使って、ある程度の、なんていうんですかね、損傷箇所というのを把握、ある程度できていけばこんな1,000万もの増額になるような、増額になるのは仕方ないと思います。途中でいろいろ分かってね、ただそれをできるだけ幅を狭くする、増額する幅を狭くするためにはやはり事前調査、予定価格を算出する段階でやっぱり事前調査というのは本当に大事になると思うのでね。そういうこともしっかり考えてやっていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。ドローンの調査につきましては現在ですね、河川の測量とか、そういうので積極的に、担当としては業者との中で使っていただくようにお話しはしてございまして、今議員の御指摘のございましたとおり、確かに公共施設等の調査等においてドローンも有効な活用と考えてございます。今後はそういったもの

も取り入れて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） この手すりの関係、これ、今回答を聞いておりましたんですが、非常に危険なところではないのかと。特に基礎、基礎の部分というところですよ。そこに非常に危ないよな、こういうところなと思ったんですが、今この調べようがないということですが、定期点検とか、先ほどなんか調べ方の、なんか超音波みたいなものを使ってやるとかあったということ、あるということなんです、そういうものでしっかりと定期点検をやるべきではないのか。確かにこれはですね、令和3年度の個別整備計画でしたか、あそこに載っておいて、やっているということではありますが、そのほかにも重要なところ、例えば今言った手すりとか、子供たちが触って危なくないような、そういう状況にすべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。学校の施設に限らず、公共施設等でやはり危険を伴うような箇所については、ただいま議員からお話ございましたとおり、しっかりと点検をしていくべきと、私は考えてございます。今後は町の公共施設について、それぞれ担当の部署もございせんことから点検をしていくべきと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 次に答弁願ひます、学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい、お答えいたします。先ほど地域整備課長さんのほうから御説明があったわけですが、今回のこの工事につきましては長寿命化計画、小・中学校ございせんが、その中のほうで修繕箇所が必要だということのリストアップを基に設計会社のほうに調査のほうを依頼して、設計会社のほうで足場を組まない範囲の中で調査をしてですね、その結果、この修繕の箇所が必要になったという内容でございせん。ですので、足場等を組めばですね、もっと早めに詳細のほうに分かるということはあるのかもしれませんが、段階を経て、このような状況になったというところは御説明申し上げたいと思います。それから点検につきましては、毎月小・中学校のほうで定期的に建物内、それから校庭等も含めて点検の報告というのを教育委員会のほうでいただいております。ですから、先生方の目視巡回によつての調査のほうは毎月行つていられるわけですが、今議員さんからお話あった形も含め

て、もっと点検のほう、しっかりできる方法はないか、これから検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） ぜひですね、そういう危険な場所は特に整備計画がどうのこうののほかにしっかりとやるべきだと思います。今長寿命化ということで課長のほうから話があったんですが、令和3年度で二つほど、二つかな、の設計がございました。それにはこの外壁とそれから給湯設備工事、改修工事。この二つが設計にあったと思ったんですが、その辺、令和4年度の事業計画、しっかりとそれは終わっておるのかどうか。その辺をお伺いしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。給湯のほうにつきましては給食センターのほうの設備のものだというふうに思います。そちらにつきましては…（「給食センターじゃない」との声あり）給湯、ボイラーのほうの給湯のお話じゃないかと思うんですが。（「違う。給水設備ってあったんじゃないですか、解釈の違いか」との声あり）学校教育課のほうでやっておりますのは、今のところ給湯の関係ですと給食センターのほうのボイラーの改修のほうになります。そちらのほうは予定どおり進めております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生寛議員。

13番（若生 寛君） しつこいようですが、事前、設計前の調査についてですね、先ほどから高いところ、足場なくてはできないような、話されてますが、今高所作業車とか、そういうのはいっぱいあるもんでね。そういうのを利用して、是非、正確な見積りを出してほしいと思います。役場として安易にこうやって計画変更すればいいんだという考えの下にこういう入札なり契約してないのか、その辺確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。調査につきましてはやれることについて、しっかり対応したということでございまして、安易に設計変更をするという考えはございません。今回内容を精査したところ、内容に基づいて変更が生じたので変更で対応するというところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 先ほどの給水の件なんですけども、大郷中学校の給水設備改修設計、これは令和3年度にやっていますよね。令和4年度で実行しているのかと。そのことについては先ほど…。

議長（石川良彦君） 議案に直接かかる質問にして、あとで確認してください。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第1号、工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第2号 大郷町一般会計補正予算（第10号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、議案第2号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんこんにちは。

それでは議案第2号、一般会計補正予算（第10号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第2号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ513万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,870万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月30日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、国の令和4年度第2次補正予算において創設されました、出産・子育て応援交付金に関連して、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、出産・育児等に係る面談や、妊娠・出生届出を行った妊婦等に対して、市町村が相談支援や経済的支援を一体的に実施する事業に係る予算について計上したものでございます。歳入では国・県補助金、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明をいたします。まず、歳入です。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金342万3,000円の増額補正並びに第16款県支出金、第2項県補助金、85万5,000円の増額補正につきましては、妊婦や子育て家庭を支援するための出産・子育て応援交付金に係る国・県補助金の増によるものでございます。補助率は国が3分の2、県が6分の1となっております。

第19款繰入金、第1項基金繰入金85万9,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の調整でございます。

歳入補正額合計513万7,000円の増額でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。歳出です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費513万7,000円の増額補正です。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等に係る面談や、妊娠・出生届出を行った妊婦等に対して相談支援や経済的支援を一体的に実施する事業として、出産・子育て応援交付金等の増額でございます。内訳でございますが、出産応援給付金としまして令和4年4月1日以降に妊娠届出した方など30人、令和4年4月1日以降に出生した方等35人へ、1人当たり5万円の交付、子育て応援給付金として令和4年度に出生届出した方など35人へ、1人当たり5万円を交付するものでございます。

歳出補正額合計513万7,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額76億9,356万3,000円に歳入歳出とも513万7,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ76億9,870万円とするものでございます。

以上で、議案第2号一般会計補正予算（第10号）につきまして提案理由の説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今回のこの子育て支援、総理が言っていた「異次元の子育て支援」なのかどうか。そういうものだとすれば、なんでこれ町で財政調整基金だり、繰入れしなきゃいけないのか。全部国でやることなんではないでしょうか。どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。本来であれば国で掲げている事業でございますが、先ほど財源のほうで、内訳のほうでお話させてもらっていますが、国のほうが3分の2、県が6分の1、後町が6分の1という構成になってございます。そのうち6分の1につきましては国のコロナの臨時交付金の充当も可能でございますし、あとは、国の2次補正の中です、普通交付税の追加交付がございまして、それも充当可能ということでの国からのお話がございまして、最終的にはその部分も国から支援があるということで、最終的に10分の10が国並びに県の支援ということになる見込みでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の支援の中で、相談支援という、経済的支援についてはね、今回分かるんですが、相談、いわゆるどのようにその、心の悩みを含めた相談支援についてどのような対応を考えているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。相談支援につきましては保健士の面談等により支援が必要な方に対しては寄り添ってやっていくというふうになってございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その辺について、具体的にですね、どのような周知徹底を図っている、図る予定ですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。妊娠届があった際に対象者の方にそういった支援がございますよと、お話をすることはもちろんですが、出生した後にもなんらかの相談とか、支援が必要な場合は申し出てくださいとか、といった本人に対してお伝えしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） 今回の経済支援についてお聞きしたいんですが、一定の期間が定まっているようですが、今後、今後ですよ、これ期間以外にですね、将来にわたってこういう出産なり、妊娠なりが出た場合のそういう支援についてはどのように考えを持っているんですか。

議長（石川良彦君） はい、町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。今後につきましてもこの制度につきましても、継続的に行っていくというような国の方針でございますので、国の方針に従っていきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） なかなかちょっと理解しづらいのでちょっと確認したいんですけども、この経済的支援でございますが、大郷町としては現金を、申請該当者から申請をいただいて申請するというふうにとったんですけどね。それで令和4年の12月まで出産した人に関しては5万円で、令和5年度の1月以降、これからなんですか、これからのものに関しては妊娠時に5万円出産に5万円だと、そういうのもいろいろ錯綜してるんですけどもね、その辺のところをもう少し明確に示してほしいですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。国のほうで現金なのか、クーポンでもいいよという話があるんですが、本町といたしましては、4年度、5年度につきましても、現金のほうで支給ということで。あと6年度以降に関しましては他の自治体のほうの動向を見ながら判断していきたいと思っております。それからあと支給のタイミングの事だと思っておりますが、簡潔に申し上げますと、妊娠届出の際に5万円、出生後に5万円ということになっております。今回新たな制度でございます、遡及分があります。4月1日に遡って、遡及するということにして、基準日前に出産された方には10万円を。基準日に妊娠期の方には5万円を。さらにその方が出生後に、5万円という仕組みになっております。以上です。

議長（石川良彦君） はい、和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） えっとね。なかなかちょっと理解がしづらいんですけどもね。基準日の前にはね、何というのかな、出生した人にだけ5万円ということなんですか。なんかその辺は、全部例えば令和、なんていうのかな、4年ですか、4年に子供を出生した人に関しては、10万円いくということなんですか。それとも5万円しかいかない人もいるような、報道を聞いているとなんかその辺のところがね、あいまいに聞いているんですけども。その辺はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。基準日よりも前に出生されている方につきましては、10万円なんですけど、それは妊娠と出産の5万円、5万円を足した10万円というふうになっております。先ほども申し上げましたが、今後妊娠された方には5万円、その方が出生されたらさらに5万円ですべて10万円ということになっております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

9 番（和賀直義議員） これの相談事業で1点だけ確認したいんですけどもね、今報道とか見ているとね、一時預かり事業というのが、ゼロ歳から2歳児でですね、話題になっているみたいなんですけども、これ大郷町の場合は既に保育事業の中でのこの一時預かり事業というのは既にやっているんでしたっけ。

議長（石川良彦君） 議案に係る質問にしてください。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第2号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第1回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 10時 47分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員